

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	国産木材を活用した 大阪市鶴見区庁舎整備業務	その他代行	匠家具工芸+ ROOTE共同企業 体	46,123,000	令和4年7月20日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1. 案件名称

国産木材を活用した大阪市鶴見区庁舎整備業務

2. 契約の相手方

匠家具工芸+ROOTE 共同企業体

3. 随意契約理由

本業務は、国産木材を利用した庁舎整備を実施することにより、利用環境や利便性の向上とともに、環境負荷の低減、森林の保全など、SDGsの推進に貢献することを目的とする業務である。既存設備との調和を図りながら、木材の良さを利用者等に周知できる整備内容であることを求める等、空間をデザインするノウハウが必要となるため、その性質及び目的が競争入札に適さず、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましい。よって、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社匠家具工芸+ROOTE 共同企業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、匠家具工芸+ROOTE 共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

総務課（総務）